

TOYOTA SLカートミーティング

2010茂原WEST CUP KART レース

特別規則書

本競技会は、社団法人、日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則それに準拠したJAF国内規則、JAF国内カート競技規則とその付則、2010年特別規則書に従って開催される。

茂原ツインサーキット

TOYOTA SL カートミーティング

2010 茂原 WEST CUP

西コース開催

日程表

ヤマハ SS、ヤマハ SS ジュニア、 ヤマハ Jr
ヤマハカデットオープン
キッズ、コマーエンジョイ、コマーフレッシュマン、コマーエキスパート

第1戦 2月28日

第2戦 4月11日

第3戦 5月30日

第4戦 7月11日

第5戦 9月26日

第6戦 11月21日

第1戦 ブリヂストンスバルカデット、キッズ同時開催

第6戦 ブリヂストンスバルカデット、キッズ同時開催

6月27日東コース M4が開催されます。

全日本カート選手権

9月4日~5日

第7、8戦 スーパーKF

東地域第5戦

KF2 FS125 FP-Jr FP-Jr-C

東日本ジュニア戦

12月19日

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

TOYOTA SL カートミーティング 2010 茂原ウエストカップカートレース

第2条 競技種目

第1種競技車両(2010 J A F 国内競技車両に定められる車両)及びリブレ車両、参考車両によるスプリントレース

第3条 開催クラスと出場年齢

JAF 公認競技会

YAMAHA カデットオープン (リブレ)	小学2年生～6年生 (8才～12才)
YAMAHA ジュニア (リブレ)	小学5年生～中学生 (11才～15才)
YAMAHA-SS ジュニア (FP-2)	小学6年生～中学3年生 (12才～15才)
YAMAHA-SS (FP-2)	中学3年生～ (15才以上)

オーガナイザーによる参考レース

キッズ

オーガナイザーが認めたもの

コマー60 (エンジョイ J-III)

オーガナイザーが認めたもの

コマー60 (フレッシュマン J-III)

小学校1年生～

コマー60 (エキスパート J-III)

小学校1年生～

第4条 開催場所

住所 千葉県茂原市台田640

名称 茂原ツインサーキット 西コース

TEL 0475-25-4433

第5条 格式及び開催日

競技会格式 JAF 規定によるクローズド格式及びオーガナイザーによる参考レース

YAMAHA-SS (FP-2)	クローズド格式
------------------	---------

YAMAHA-SS ジュニア (FP-2)	〃
-----------------------	---

YAMAHA ジュニア (リブレ)	〃
-------------------	---

YAMAHA カデットオープン	オーガナイザーによる参考レース
-----------------	-----------------

キッズ	〃
-----	---

コマー 全クラス	〃
----------	---

第6条 大会競技役員

特別規則書付則にて示す。

第2章 参加申込

第7条 参加申込は現金書留、又はサーキット受付窓口まで持参すること。

参加申込には参加申込書に漏れなく記入の上、参加料を添えて所定の窓口へ提出すること

第8条 参加資格

クローズド格式のドライバーは当該年度有効な SLO メンバーズカード、メンバーズブックを所持していること。

参考レース：キッズ、コマー

主催者が認めたもので、親権者が当該年度有効な SLO メンバーズカード、メンバーズブック又は JAF カートライセンス所持者とする。

※上記に出場するドライバーであまりにも技術レベルが未熟な者または関係者が公序良欲を乱す者に対しては参加を認めない場合がある。

※ピットクルーはドライバー1名につき2名以内とする。

第9条 参加申込受付期間

大会開催日1週間前を締切日とする。締切日以降のエントリーは遅延エントリー料金3000円が参加料金と別に発生する。

第10条 参加料

1) YAMAHA-カデットオープン	12,000円
--------------------	---------

2) YAMAHA-ジュニア	12,000円
----------------	---------

3) YAMAHA-SS ジュニア	12,000円
-------------------	---------

4) YAMAHA-SS	12,000円
--------------	---------

参考レース

5) コマーエキスパート	8,000円
--------------	--------

- | | |
|---------------|---------|
| 6) コマーフレッシュマン | 6, 000円 |
| 7) コマーエンジョイ | 6, 000円 |
| 8) キッズ | 6, 000円 |

第11条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消すものに対して参加料は返還されない。
- 4) 参加料は口頭又は電話、FAXにて送信した場合も発生する。
- 5) 参加料の返金またはキャンセルはできない。キャンセルはリタイア扱いとなる。

第3章 競技に関する規定

第12条 公式車両検査

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技参加に関する規定第3章に基づき車両検査が行なわれる。この際に非合法的な部分がありながらも、技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- 2) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装に関しても「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定、第3章11条において、技術委員の検査を受けなければならない。
- 3) 競技会に参加するドライバーは全員、計量が行なわれる。
- 4) 音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第8条第2項によるものとし78dB (A) + 3dB を越えるものについてはタイムトライアルのタイムに下記の時間が加算される。

音量	加算タイム
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82dB 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5dB 以上 83dB 未満	1 秒
83dB 以上 83.5dB 未満	2 秒
83.5dB 以上 84dB 未満	4 秒

84dB を含み、84dB を越えるドライバーはレースから除外される。

第13条 公式練習

「JAF 国内カート競技規則」カート競技運営に関する規定第6章第23条に基づく公式練習を行う。ピットアウトしスタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。公式練習中のショートカットは禁止される。

第14条 タイムトライアル

- タイムトライアルは1ラップ計測もしくは5分間計測のどちらかで行うものとする。
- 1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなくてはならない。
参加しない場合はタイムトライアル失格とし予選ヒート最後尾となる。なお複数台ある場合はゼッケン順とする。
 - 2) 1周計測の場合はゼッケン順のスタートとし、5分間計測の場合はこの限りではない。
 - 3) ベストタイムが同タイムの場合は先にタイムを出した者を優先する。
 - 4) 参加台数が26台以上の場合は2グループに分けて行う。
予選を2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループを偶数順位とし、両グループより決勝出場者を選出する。

第15条 レースの方法

レースは予選ヒート、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。

第16条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。
- 2) 予選ヒートの周回数は10周とする。(変更と成る場合もある)
- ①ペナルティがあった場合は、下位の順位降格される場合がある。但し最下位を限度とする。
- ②失格者は最下位となる。

第17条 決勝ヒート

- 1) グリッドは予選ヒートの結果順による。
- 2) 決勝周回数15周とする。(変更となる場合もある。)

第18条 スタートの方法

- 1) YAMAHAカデットオープン、YAMAHAジュニア/SSジュニア/SS予選、決勝ヒートともローリングスタートとする。
コース上のグリッドよりスターターの合図によりエンジンスタートしフォーメーションラップが開始される。フォーメーションラップ中は、蛇行運転、隊列に遅れた為のショートカット、速度を落として隊列が来るのを待つ行為も禁止される。またオーガナイザーが定めるポジション復帰禁止区間での追い越し、割り込みは禁止され、これに違反した場合は当該ヒート失格となる。フォーメーションラップ中、隊列を乱す者があった場合は白/黒旗が掲示される。フロントローでそれが繰り返された場合は、赤旗停止後、最後尾に繰り下げられる場合がある。またフォーメーションラップ中、前方の車両がいなくなってもグリッドを詰めてスタートすることは許されない。これに違反した場合はペナルティの対象となる。またスタートライン手前25mに引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。スタートの合図はシグナルまたは日章旗とする。スタートの合図があってもスタートラインを通過するまでは車線変更、追い越しは禁止される。スタートに不備があった場合はミススタート旗が掲示される。この場合は各自、片腕を頭上高く上げスピードダウンし元のスタート時のポジションに戻らなければならない。
- 2) コマーエンジョイ/フレッシュマン、キッズ(参考レース)
予選、決勝ともスタンディングスタートとする。
コース上の定められたグリッドよりグリーンフラッグの合図のもと1周のフォーメーションラップを行い所定のグリッドへ戻り一旦エンジンを切る。但しフォーメーションラップ中、コースアウト等で大きく遅れた場合は所定のグリッドへ着く事はできず最後尾に着かなければならない。複数台ある場合は到着順とする。またフォーメーションラップにも参加できない車両はピットスタートとなる。フォーメーションラップ開始後、3台以上の停止車両が発生した場合は一時中断し回収を行う。回収された車両はピットスタートとする。スタートの合図はシグナルまたは日章旗としシグナルの場合は青のシグナルの点灯でスタートとし、フラッグの場合は日章旗の振り下ろしでスタートとなる。
この場合点灯、振り下ろしより先にスタート(動いた)場合はフライングとなりペナルティが科せられる。スタート後大きなアクシデントがあった場合、赤旗を用いてレースを中断する場合がある。それが予選、決勝であっても周回数の60%以上走行している場合は赤旗が掲示された1周前の順位を結果とする。
- 3) コマーエキスパート(参考レース)
第18条、1)同様ローリングスタートとする。(第3章18条1)と同等とする。)

第19条 その他に関する一般事項

- 1) 信号(フラッグ含む)については「カート競技会運営に関する規定」第3章第13条に従うものとする。但しスタートの合図はオーガナイザーの旗もしくは信号を用いる場合がある。
- 2) 走路審判員が反則または走路妨害行為とみなしたものに対してはペナルティが科せられる。さらにその行為が2回以上に及ぶ場合は失格とする。
- 3) ドライバーはルールに則ったドライバーサインをすること。
 - ①ピットイン、ピットアウトのサインは片腕を頭上高く上げること。
 - ②コース上で停止した場合のサインは、両腕を頭上高く上げ大きく振ること。
 - ③スローダウンするドライバーは片腕を高く上げる。

第20条 レースの終了

- 1) レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。完走者となる為にはチェッカーに関わらず規定周回数の2分の1以上を完走しなければならない。
- 2) レースの順位は次の順位により、周回数の多い順に決定される。
 - ①チェッカーを受けた完走者(規定周回数の2分の1以上を完了しチェッカーを受けたもの。)
 - ②チェッカーを受けていない完走者(規定周回数の2分の1以上を完走したがチェッカーを受けなかった者)

- ③不完走者（チェッカーに関わらず、規定週回数の2分の1以上を完走していない者）
- ④同周回数の場合はその周回を先にコントロールを通過した者とする。
但し共に0周の場合はそのヒート、スタート時のグリッド順とする
- ⑤レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合。当該ヒートが成立する。

第4章 ピットに関する事項

第21条 ピットイン、ピットアウト

ピットインした車両はピットロードを徐行しなければならない。必ずピットストップをしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。但しペナルティなどでドライブスルーなどの場合はこの限りではない。ピットアウトの車両もピットロードは指定された場所まで必ず徐行しなければならない。

第22条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。またピット内での作業し得るものは、該当するクラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとしピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルを着用しなければならない。ピット内、パドック内でのエンジンのウォーミングアップ（エンジン始動）は禁止される。これに違反したドライバーはペナルティが科せられる。走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合はピットクルー1名に限り、各自のピットエリアにおいてのみ表示する事ができる。またレース中の燃料補給は禁止される。

第23条 ピットクルー

「JAF 国内カート競技規則」「カート競技会参加に関する規定」第3章18条に基づきピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合ドライバーに直接統括の責任があるものとしピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

第24条 ピット

ピット内における火気の使用は一切禁止される。
ガソリンの保管は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

第25条 レース中のピットクルー

レース中、ピットクルーは自己のピットを離れてはならない。

第26条 車両保管

- レース終了後の車両保管及び車両検査は次の通り行う。
- 1) 全車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートはエントラント、出場者及び関係者が速やかに引き取らなければならない。
 - 2) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。技術委員は検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解組み立てを行わなければならない。ただし関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
 - 3) 技術役員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。
 - 4) 車両保管は30分以上、所定の場所で行われる。
 - 5) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員会によりペナルティが科せられる場合がある。
 - 6) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

第5章 ペナルティに関する事項

第27条 ペナルティ

ペナルティには次に上げる種類がある。

- ①警告
- ②ラップペナルティ
- ③降格ペナルティ
- ④失格

- 1) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 2) タイムペナルティはタイムトライアル中のイエローフラッグ無視等に科せられる。
- 3) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に対しヒート毎に科せられる。
- 4) 降格ペナルティは失格にならない程度の違反に対してヒート毎に科せられる。
- 5) 失格は下記の違反の行為にも科せられる。

- ①違法または不当に得たアドバンテージ。
- ②故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
- ③与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
- ④与えられたフラッグサインの無視。
- 6) 燃料の違反が発覚した場合は検査に伴う費用は本人が支払うものとしそれまでの全てのポイント、賞は剥奪され返却しなければならない。
- 7) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員長によりペナルティが科せられる場合がある。
- 8) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

第6章 抗議に関する事項

第28条 抗議の方法と取り扱い

抗議の方法及び取り扱いについては、「JAF 国内カート競技規則」第13章に基づき書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。

第29条 抗議の提出制限時間

本大会に関する抗議は、「JAF 国内カート競技規則」第13章に準ずる。

- 1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了30分以内とする。
- 3) 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- 4) クローズド格式のクラスは定められた費用を添えて抗議文と共に競技長に提出する。
抗議料 20,300円 (YAMAHA カデットオープン含む)
- 5) 参考レースによる抗議は一切受け付けない。(キッズ、コマー)

第7章 成績及び賞典に関する事項

第30条 得点基準 (賞典内容は別紙参照)

本カートレース出場ドライバーに対して与えられる得点は、次の得点基準を適用する。得点は、下記の内容で与えられポイントの制限以外の選手にはエントリーポイントが与えられる。

- 1) レースの成立 各クラスとも5台以上あった場合にシリーズレースが成立する。
性能が近いクラスは混走となる場合がある。この場合の賞典は主催者が決定する。
- 2) 混走するクラスが各5台以上あった場合はクラス別賞典とする。
- 3) 5台以下の場合 4台は2位まで、3台1位のみ。ただし2台の場合ポイントは与えられない。
- 4) 有効ポイント6戦のうち5戦を有効とする。

出走台数

出走台数	賞典	ポイントの制限
5台	3位まで	3位まで
6～9台	4位まで	4位まで
10～14台	5位まで	7位まで
15～19台	7位まで	10位まで
20台以上	10位まで	10位まで

ポイント (第6戦のポイントは1.25倍となる。)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1～5戦	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2
6戦	25	19	15	13	10	8	6	5	4	3

- 5) ポイントの制限以外に出場選手に1点のエントリーポイントが与えられる。
(出場選手とは公式練習に参加した選手を指します。)
- 6) シリーズの成立、6戦のクラスは4戦が成立しなかった場合は無効と成る。
- 7) 年間シリーズに4戦参加しなかった場合シリーズのポイントは無効となる。

★ SL 全国大会に招待される選手は第5戦 (9月26日) までのランキング1位の選手となるヤマハカデットオープン、ヤマハジュニア、注ヤマハSSジュニア/ヤマハSSはSSオープンで参加となる。

第8章 その他の一般事項

第31条 損害の補償及びレンタル品

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者及びオーガナイザー、大会役が一切の賠償責任を免除されていることを了解しなければならない。

第32条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは下記の権限を所有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事ができる。
- 3) やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録、変更について許可することができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映を報道、放送、出版に使用する権限を有し、この権限を第3者が使用することを許可できる。

第33条 中止、延期、変更

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章第6条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし保険料は返還されない。

なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議をする権限を保有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も合わせて保有するものとする。

これに対する抗議は認められない。

第34条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示等で本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって公示される。

公式通知は

- 1) 大会事務局に掲示される
- 2) パドックの掲示板に掲示される
- 3) ドライバーズミーティングで指示される。
- 4) 緊急の場合は場内放送で通告される。

第9章 エンジン及びカートに関する事項

第35条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン、タイヤは車両申告書に登録済みの物のみとし下記の個数が認められる。ただしタイヤについては公式練習の際、登録していないものを使用することができる。

● YAMAHA SS ジュニア/SS

シャシー 1基
エンジン 2基
タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

● YAMAHA ジュニア

シャシー 1基
エンジン 2基
タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

● YAMAHA カデットオープン

シャシー 1基
エンジン 2基
タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

- コマー 60
 - シャシー 1基
 - エンジン 2基
 - タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

- キッズ
 - シャシー 1基
 - エンジン 2基
 - タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

第36条 最低重量

YAMAHA-SS	1 4 5 kg	コマー 60 エンジョイ	8 5 kg
YAMAHA-SS ジュニア	1 4 5 kg	コマー 60 フレッシュマン	8 5 kg
YAMAHA-ジュニア	1 3 0 kg	コマー 60 エキスパート	9 0 kg
YAMAHA-カデットオープン	1 1 0 kg	キッズ	6 8 kg

第37条 ゼッケンナンバー

「JAF 国内競技車両規則」第2章第9条に従って、前後に取り付けること

第38条 吸気消音器

吸気消音器は CIK/FIA 公認またはヤマハ製の吸気消音器を取り付けなければならない。
尚この吸気消音器の改造は許されない。

第39条 ボディワーク

「JAF 国内競技車両規則」第2章第11条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。なおサイドボックスはシャシーに最小2ヶ所で強固に固定されていなければならない。

第40条 燃料

「JAF 国内競技車両規則」第2章第8条19項に則った通常のカソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛カソリンを使用しなくてはならない。
カソリン及びオイルについては予告なく抜き打ち検査を行う場合がある。
この場合エントラント、参加者は必ずその指示に従わなければならない。

第10章 クラス別競技車両

第41条 YAMAHA-SS(15才(中学3年生以上))

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100S、SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2010年 SL 規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印される。
クラッチのエンジンはセルスターター付2010年 SL 規定に準ずる。
クラッチは乾式、湿式ともに純正部品とする。(クラッチオイルは純正とする。)

2) キャブレター

WB3A、WB21、WB33 でなければならない改造、部品変更は一切禁止される。
またヤマハ純正、26.0Φmmのジョイントキャブレターを装着しなければならない。
(品番指定 787-13586-00)

3) 点火系統

いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換は KT100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められる。

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ(突き出し)タイプ かスラントタイプ(斜方)タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm ×長さ19mmのものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。

4) クラッチの改造は認められない。(2010年 SL 規定に準ずる)

5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。

6) シャシー

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満たしてはならない。

- ①シャシーSL 規定、自由、フロントブレーキ禁止
リアアクスル 50Φmm 以下
- ②JAF 規定フロントブレーキ禁止
- ③フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。
- ④フレームの改造、変更とも自由。
- ⑤吸気消音器は CIK/FIA 公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止
1つの吸入径は 23Φmm 以下とする。
- ⑥ホイールハブ 改造、変更とも自由
- ⑦リアプロテクション
市販リアプロテクションの装着は自由とする。(推奨)
- ⑧ナーフバー必備とする。
- ⑨ホイール モデル、材質の変更は自由
ドライ用 リム幅フロント：130mm リア用：212mm
レイン用 リム幅フロント：130mm リア用：212mm
- ⑩タイヤ ドライ ブリヂストン SL07
レイン ブリヂストン SL94

第42条 YAMAHA-SS ジュニア (12才小学6年生～15才中学5年生)

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2010年 SL 規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印される。

クラッチはセルスターター付2010年 SL 規定に準ずる。

クラッチは乾式、湿式ともに純正部品とする。(湿式クラッチのオイルは純正とする。)

(ヤマハSSジュニア、参加の選手は12才、小学6年生～15才、中学3年生はSECに限定される。)

2) キャブレター

WB3A、WB21、WB33 でなければならない改造、部品変更は一切禁止される。

またヤマハ純正、26.0Φmmのジョイントキャブレターを装着しなければならない。

(品番指定 787-13586-00)

3) 点火系統は、いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換は KT100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められる。

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ(突き出し)タイプ
かスラントタイプ(斜方)タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm
×長さ19mmのものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。

4) クラッチの改造は認められない。(2010年 SL 規定に準ずる)

5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。

6) シャシー

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満たしてはならない。

- ①シャシーSL 規定、自由、フロントブレーキ禁止
リアアクスル 50Φmm 以下
- ②JAF 規定フロントブレーキ禁止
- ③フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。
- ④フレームの改造、変更とも自由。
- ⑤吸気消音器は CIK/FIA 公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止
1つの吸入径は 23Φmm 以下とする。
- ⑥ホイールハブ 改造、変更とも自由

- ⑦リアプロテクション
市販リアプロテクションの装着は自由とする。(推奨)
- ⑧ナーフバー必備とする。
- ⑨ホイール モデル、材質の変更は自由
ドライ用 リム幅フロント：130mm リア用：212mm
レイン用 リム幅フロント：130mm リア用：212mm
- ⑩タイヤ ドライ ブリヂストン SL07
レイン ブリヂストン SL94

第43条 YAMAHA—ジュニア（小学5年生～中学生（11才～中学生））

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2010年 SL 規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印される。
セルスターター付2010年 SL 規定に準ずる。
クラッチは乾式、湿式ともに純正部品とする。(クラッチオイルは純正とする。)

2) キャブレター

WB3A、WB21、WB33 でなければならない改造、部品変更は一切禁止される。
またヤマハ純正、19.8Φmmのテーパジョイントを装着しなければならない。
(品番指定 7YA-13586-00)

3) 点火系統は、いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換は KT100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められる。

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ(突き出し)タイプかスラントタイプ(斜方)タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm×長さ19mmのものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。

4) クラッチの改造は認められない。(2010年 SL 規定に準ずる)

5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。

6) シャシー

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満たしてはならない。

①「シャシーSL 規定、
TIA(YAMAHA WT-1、WT-2、TIA または birel - TIA - WT)

②JAF 規定フロントブレーキ禁止

③フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。

④フレームの改造、変更。

寸法、形状、材質の変更禁止。スタビライザー等の補助装置の追加も禁止される。

(TIA 用フロントスタビライザーオプション品は可)

メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められる。

⑤吸気消音器は CIK/FIA 公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止される。
1つの吸入径は22Φmm以下とする。

⑥ホイールハブ使用禁止

⑦リアプロテクション

市販リアプロテクションの装着は自由とする。(推奨)

⑧ナーフバー必備とする。

⑨リアアクスル 30Φmm の M タイプ (8150 - 06 - 04M)
30Φmm の K タイプ (8150 - 06 - 04K)
40Φmm の M タイプ (8150 - 06 - 08M)
40Φmm の M タイプ (8150 - 06 - 09M)

⑩ホイール 改造、変更は禁止

鉄、アルミ材質以外禁止

ドライ用 リム幅フロント：130mm リア用：180mm

レイン用 リム幅フロント：130mm リア用：180mm

- ⑩タイヤ ドライ ダンロップ SL - FD
 レイン ダンロップ SL94

第44条 YAMAHA カデットオープン (小学2年生～6年生8才～12才)

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2010年 SL 規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印される。

セルスターター付 2010年 SL 規定に準ずる。

クラッチは乾式、湿式ともに純正部品とする。(クラッチオイルは純正とする。)

シャシー ①シャシー SLO 規定 (SLO 登録フレーム内であればいずれのメーカーでも使用可能)

SLO 登録車、ホイールベース 900mm~950mm チューブ径 28Φmm以下

リアアクスル 30Φmm 以下でフレームメーカー純正品全長 960mm以下

②改造、変更。

寸法、形状、材質の変更禁止。スタビライザー等の補助装置の追加も禁止される。

(TIA 用フロントスタビライザーオプション品は可)

メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められる。

③フロントフェアリング、サイドボックスを必備とする。

④フロントブレーキ禁止

⑤ホイールハブ 改造、変更とも自由、

⑥メーカー純正リアプロテクションの装着は自由とする。

⑦ホイール ドライ用 リム幅フロント：120mm リア用：150mm

 レイン用 リム幅フロント：130mm リア用：180mm

⑧タイヤ ドライ 横 浜 SL-J

 レイン 横 浜 SL03

2) キャブレター

キャブレターは WB3A、WB21、WB33、改造、部品変更禁止。14.5Φmm テーパージョイント装着 (品番指定 7YU13586-09)

3) 点火系統は、いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換は可とする。(ただしヤマハ純正とする)

- ①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ (突き出し) タイプかスタントタイプ (斜方) タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm ×長さ19mmのものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。

4) クラッチ

クラッチは封印され如何なる理由があろうと封印を解くことは許されない。

解いた場合は違反行為となり失格となる。油式のオイル交換は競技中は許されない。

5) 排気系統

エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーはヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。但しエキゾーストガスケット、ジャバラは純正品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径を絞るようなものは禁止される。

第45条 コマー60

1) エンジン

W60 (メーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。)

コマーの純正エンジンキャブレター (ティロットソン HL166) のみとする。

改造不可、チョーク付とする。ただしニードル調整ノブの取付けは可能とする。

①メーカー一般市販状態に限る。

②最大排気量 61cc

③点火系統は如何なる改造も禁止される。

④クラッチはコマー社製の一体型、バネ式2種類を使用可能とその改造は一切禁止される。

⑤ケースベアリングは純正または一般市販されているベアリングの使用とする。

⑥オイルシールは純正または一般市販されているものとする。

⑦スキッシュ ピストンが上死点のとき、ピストンピン方向のどちらか片方が 1.0mm 以上のスキッシュエリアを確保していること。

2) キャブレター

①コマーの純正エンジンキャブレター（ティロットソン HL166）のみとする。
改造不可、チョーク付とする。ただしニードル調整ノブの取付けは可能とする。

②吸気消音器

キャブレターに100ccクラスの専用フランジを取り付けて CIK/FIA 公認のノイズボックスの装着を必備とする。吸気孔の1つの孔の大きさは22Φmm以下とする。

3) 点火系統

点火系統は、如何なる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
ただしプラグキャップの交換は可とする。

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ（突き出し）タイプかスラントタイプ（斜方）タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がφ14mm×長さ19mmのものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。

②マフラー、コマー社製純正の標準タイプを使用する。スポーツマフラー、エキゾーストの使用、その他一切の改造を禁止する。

4) シャシー

①全長130cm以上、150cm以下、全幅130cm以下、ホイールベース850cm～950mm(±5mm)以下

リアアクスル30φmm以下の無垢シャフト、中空の場合は肉厚4.9mm以上、ブレーキは油圧式または、機械式ブレーキ使用(CIK/FIA 規格で60cc専用シャシー)

ホイールベース 850mm～950mm以下(±5mm以下)

タイヤ ドライ ダンロップ フロント SL-83 リア DL SL/J

レイン ダンロップ SL-94

②ジュニアカート専用のフロントフェアリング、フロントパネル、サイドボックスを必備とする。

5) フロントブレーキは禁止される。

6) ナーフバーを必備とする。

7) リアプロテクション装着は推奨とする。

第46条 ドライバーの服装

ドライバーの服装は、競技会を安全に行うため装備の一部とみなされ車検時に技術委員の承認を得なければならない。

①ヘルメット：フルフェイスでなければならない、JIS-C 規格以上の規格に適合したものの使用が推奨される。

②レーシングスーツ：皮製もしくは JAF/CIK 公認のレーシングカートスーツの着用が義務付けられる。

③グローブ：グローブは手首まで完全に覆うもので、皮製もしくは合皮とする。

④シューズ：足首まで完全に包むものでペダル操作に支障をきたさないものとする。（レーシングシューズが望ましい、また足首は露出しない様覆うこと）

⑤安全のためジュニアクラス参加のドライバーはリブプロテクターベスト、ネックガードの着用を義務付ける。（キッズからヤマハジュニアまでとする。）

⑥ヘルメット装着時のアシストフードの着用を推奨する。

第11章 広告に関する事項

第47条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーは拒否することはできない。

1) 公序、良欲に反するもの。

2) 政治、宗教に関連したもの。

3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第12章 保険

保険金の支払い方法

オーガナイザーの付保する保険とは別にドライバー900万円、ピット要員1名400万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。

大会事務局が付保する傷害保険の内容及び保険金支払方法保険金額は、被保険者1名について以下の通りとする。

保険金額は被保険者1名について次の通りとする。

(1)ドライバー保険金額 普通条件 500万円

(2)ピットクルー保険金額 普通条件 500万円

A 死亡保険 事故の日から180日以内に死亡した場合保険金額全額(普通条件)支払われる。

B 後遺障害保険金額 事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を無くした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1)終身自由を行うことができない場合 | 100% |
| (2)両方の眼が見えなくなった場合 | 100% |
| (3)腕または足(関節より上部)をなくした場合 | 60% |
| (4)両方の耳が聞こえなくなった場合 | 80% |
| (5)ソシャクまたは言語の機能をなくした場合 | 100% |
| (6)片方の眼が見えなくなった場合 | 60% |
| (7)鼻を無くした場合 | 15~30% |
| (8)片方の手の親指(指関節より上部)を無くした場合 | 20% |
| (9)片方の耳が聞こえなくなった場合 | 30% |
| (10)片方の耳を無くした場合 | 3~15% |
| (11)片方の手の人さし指を無くした場合 | 8% |
| (12)足の親指を無くした場合 | 10% |
| (13)親指・人さし指以外の手の指を1本無くした場合 | 10% |
| (14)親指以外の足の指を1本無くした場合 | 5% |

前記の各号に該当しない不具発疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に破損程度に応じて、かつ前記各号の区別に準じて50%以内で保険金が支払われる。

C 入院保険金・通院保険金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することが出来るようになるまで1日について、入院の場合は5,000円、通院の場合は2,500円が支払われる。

D 手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内にケガの治療を目的に手術を受けられるとき〔入院保険金日額〕×〔手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍・20倍・40倍)〕

E 付添看護保険金

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者(入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除きます)を雇い入れたとき〔入院保険金日額〕×50%×〔付添者の雇用日数(ただし事故日から180日以内の雇入日数が限度)〕

F その他の規定

(1)入院保険金の支払いは180日を限度とする。

(2)通院保険金の支払いは90日を限度とする。

(3)事故による傷害については後遺障害保険金と重ねて支払われる場合はその合算額が支払われる。

(4)健康保険、労災保険その他の給付には関係なく、保険金は支払われる。

G 保険金請求についての必要書類

(1)傷害事故の程度を証明する所定の医師の診断書

(2)全治した時の医師の治癒証明書

(3)死亡診断書および戸籍謄本

(4)競技長の事故確認書

傷害時事故の場合

死亡事故の場合

傷害、死亡とも

【抜粋】SLエンジン規定

エンジンは日本国内仕様のKT-100SEJ、KT-100SDかKT-100SCまたはKT-100SEC(セル付き)とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしカーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められる。

なお、エンジンは7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU型に限られます。

対象商品＝シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、プラグコードは下記のパーツNoに限る。

7F6-11651-00 7F6-11651-01 7F6-11651-02 164系は使用可、397は使用不可

ピストンサイズは52.55mm、ボアサイズは52.61mmまで可とし、ピストン及びリングのオーバーサイズ純正部品への変更が認められます。ピストンはKT-100FP用(7YG) KT-100SP用(J67)の物の使用が認められます。シリンダーボディは下記A部に縦10mm、横16mmの座および“7ET”の浮き文字があるものとします。再使用により厚さが0.4mm未満になったシリンダーヘッドガスケット(7ET-11181-10)の使用は不可とします。KT-100FP用シリンダーヘッドガスケット(7YG-11181-10)の使用も可とします。カデットクラス(2クラス)は、シリンダーガスケットを3枚使用することとし(純正とFP用0.5mmの組み合わせも可)再使用により3枚で1.1mm未満になったシリンダーガスケットの使用は不可とします。

注、エンジンのシリンダーガスケットについてシリンダーガスケット(7YK-11351-00)は2010年途中に改訂されます。現行品の内径(直径)が4mm拡大されたものに移行されます。これに伴い現行品の内径を2mm切除することが認められる。(パーツ番号変更なし7YK-11351-00)

シリンダーヘッドはYAMAHA浮き文字があり、改造防止のプライス加工、下図Bを追加したものに限られます。クランクケースについては7YA・7YB・7YD・7YE・7YG・7YT・7YU打刻Noのものに限られます。ただし部品販売については同仕様のものとします。クランクシャフトはKT-100FP用(7YG)のも、及びKT100SP用(J167)のクランクシャフト、大端規制方式に限られます。プラグキャップは、KT-100J、S、SP、YZ80、85、125のもの使用が認められます。

●クラッチ

クラッチを装着する場合は、ヤマハクラッチを必備とし、改造は乾式、湿式とも不可とします。構成部品は全て純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。湿式のクラッチシューは、7YB-16623-00とし、表面に溝のないタイプの物とします。クラッチハウジングのドライブsprocketの歯車変更のための切削・溶接をとまなう改造は禁止されます。クラッチ付きエンジンを搭載しているカートはカットオフ装置を必ず備えていることとします。この装置は、ドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければなりません。(SECはバッテリーによるエンジンスタート方式である。)

※ヤマハカデット、ヤマハジュニアクラスに使用するSLクラッチの場合、フロントsprocketはフリーライン製SLクラッチ用10丁または11丁に限る。

※ヤマハSS、ヤマハスーパーSSクラスに使用するSLクラッチの場合、フロントsprocketは純正部品以外のものも使用可とする。

●スターター

リコイルスターターの装着は認められます。RC-100JF、J、SCのリコイルスターターをボルト、ナット、で取り付けることが可能です。(取り付けのためにエンジン自体を切削したり、溶接したりすることは禁止される)

●吸気系統

ヤマハカデットクラスのキャブレターはWB3A・WB21・WB33または使用し部品変更、改造禁止14.5φmmのテーパジョイント装着、吸気消音器はカート用に量産市販されているCIK/FIA公認吸気消音器またはヤマハ純正吸気消音器を必備とします。尚、吸気消音器本体(取り付け部品を除く)の改造は禁止され、吸気孔の1つの孔の大きさは22mmφ以下とします。

他のクラスのキャブレターもWB-3A、WB-21、またはWB-33でなければならず、改造は一切禁止されます。但し上記のどのキャブレター部品(全てのガスケット、全てのダイヤフラムとハイ&ローニードルバルブ、スプリングなどの構成部品及びヤマハ純正オプションパーツ)との交換も認められます。またチョーク付きのものについてはチョークレバーを取り外し、孔を埋めることは認められます。カート用に量産市販されているCIK/FIA公認吸気消音器またはヤマハ純正吸気消音器を必備とします。なお、吸

気消音器本体(取り付け部品を除く)の改造は禁止され、吸気孔の1つの孔の大きさは23mmφ以下とします。

YAMAHA カデットクラス、YAMAHA ジュニアにおいては、下記の純正パーツ No. のジョイントキャブレター、テーパージョイントとの使用が義務付けられます。(改造は禁止されます。)

ジョイントキャブレター

YAMAHA カデット 14.5Φmm (7YU - 13586 - 09)

YAMAHA ジュニア 19.8Φmm (7YA - 13586 - 00)

寸法：直径 19.8mm(真円)以下(公差+0mm) 厚さ 1mm 以上(公差-0mm)

材質：効質で変形しない材質 形状：平らな板(いかなる突起も違反となる)

YAMAHA-SS ジュニア YAMAHA - SS、YAMAHA スーパーSS のジョイントキャブレターは 26.0Φmm とし純正品番は 7YA-13586-00

●点火系統

改造は一切禁止され市販状態とします。点火方式は TCI とし 7ET 系(ステーターと TCI ユニットが一体式)に限られます。ローター本体の改造も一切禁止され軽量化を目的とした削り込み加工などを防ぐため

a) TCI ローターに寸法規定が追加される

① 市販状態のローター幅(厚さ) 33mm、製造交差±0.5mm

② TCI ローターの直径：60φmm、製造交差+0mm、-0.1mm

③ 寸法測下記図①～③の3ヶ所附近にて厚みと直径を実測する。

④ 幅を直径以外の個所でも、ローターに加工等の変更を加えることは違反改造となる。

b) 点火プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限られる。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更も禁止される。

プラグキャップは、KT-100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められます。

●排気系統

7YT 型以降のものとし、改造は一切禁止され市販状態とします。

対象部品=エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサー、

エキゾーストガスカート、およびジャバラは純正部品以外の使用が認められます。

なお、エキゾーストジョイントはヤマハ純正品もしくはそれと同等なものとしエキゾーストパイプやマフラーとの段差を無くす様な内径に変化のあるものおよび整流板などが取り付けられたものの使用は禁止される。

●その他

純正部品以外の使用が認められるもの以下の通りとします。

プラグ、エキゾーストジョイント(ジャバラ)、エキゾーストガスカート、ボルト/ナット、(キャブレター部品を除く)ワッシャー、スプリング、キー(ローターキーを除く)、ブラケット、ワイヤー、ホース、ホースクリップ、バンド、

●その他品番規制パーツ

2010年 SLO メンバーズ BOOK の諸規則を確認下さい。

●外装品とタイヤの位置規定

ドライタイヤ、レインタイヤを問わず全車輪をまっすぐに向けた状態で、前輪はフロントカウルおよびサイドボックスの前端から 1mm 以上出ていること。同じく後輪はサイドボックスの後端およびリアバンパー(またはリアプロテクション)から 1mm 以上でも外に出ていること。

1. エンジン
富士ロビン製 ECO3ER、ECO4ER YEC 製 YEC04 を使用する。無改造
2. シャシー／フレーム
レオン K30、K40、YEC・YEA
3. キャブレター
純正品、一般市販状態でいかなる改造も禁止される。
純正エアクリーナー(中にスポンジが付いているもの)
メインジェットの交換は可能とする。
4. ケースベアリング
メーカー純正品または、一般市販されているベアリングとする。
5. オイルシール
純正または、一般市販されているオイルシールとする。
6. ドライブsprocket
メーカー純正 レオン フロント 7 丁、リア 75 丁とする。
アミゴン フロント 9 丁、リア 96 丁とする。
7. タイヤ
ドライ チェンシンまたは BS、YDS JKKA 1 SET
レイン DL SL94 1 SET
8. 最低重量 68kg
9. マフラー
純正品とし、いかなる改造も禁止され、市販状態でなければならない。
10. ボディワーク
フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。
なおサイドボックスはシャシーに最小 2ヶ所で強固に固定されていなければならない。
リアロールバー(アルミは不可)は必備とする。
11. 競技ナンバー
前方、後方から明瞭に識別できるよう競技ナンバーを取り付けなければならない。
12. ホイールおよびホイールハブ
純正品とする。(アルミ、または鉄)マグホイールは禁止する。
13. トレッド
フロント：メーカー部品使用トレッド幅までとする
リア：メーカー部品ドライブシャフトよりハブを外側に 15mm以内とする
14. クラッチ
純正品とし、いかなる改造も禁止され、市販状態でなければならない。
15. その他
チェーン外れ防止の為の加工及び部品追加は認める。
ペダル、ステアリング、シートは、加工、交換可能。
16. プラグ
NGK BPM7A
17. テレメトリーシステム
一切禁止

台数	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
20～	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2000円引券	楯 割引券 2000円引券	楯 割引券 2000円引券

第8位	第9位	第10位
楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券

台数	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
15～19	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券
10～14	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券		
6～9	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券			
5	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券				

ポールポジション賞 YAMAHA カデットオープン、YAMAHA ジュニア、YAMAHA-SS ジュニア
YAMAHA-SS、コマーEX クラス
(タイムトライアルの結果による最上位者)